価値法則、価値の分割法則と地代

---「地代の源泉=農業部面内の価値」の理論的根拠---

仙 田 久仁男

目 次

- 1. は し が き
- 2. マルクスの主張と問題の所在
- 3. 価値法則の意味内容
- 4. 価値の分割法則・その存在の必然性
- 5. 経済学の方法
- 6. 内的法則と競争
- 7. fc す び

1. は し が き

マルクス地代論の研究をめぐっては、差額地代、絶対地代のいずれについても、地代の源泉、すなわち地代に転化する価値の出所をどこにもとめるべきかということがはやくから議論の中心をなしてきた。大別すれば、どの地代形態に関しても二つの相対立する見解が存在しており、今日に至るもその状態に基本的な変化はない。一つは、地代をあくまで農業部面内の価値で説明しようとするものである。

さて、私の理解するところでは、このうち、地代の源泉を農業部面以外にまでおし拡げて考えるというのは決して理論的に導きえない性質の立論である。したがって、双方の地代とも農業部面にのみその源泉を見いだすのでなければならない。「農業内」を主張する既存の諸説にはただちに賛成するわけではな2)いが、とりあえずはそこに私の視座があることを表明しておきたい。

かかる 帰結を もたらす 論拠は、 マルクスが 強調してやまない価値法則

(Wertgesetz), 価値の分割法則 (Gesetz der Teilung) という二つの法則を理論上に徹底させるという点にある。従来の見解においては、前者については多くの配慮がなされてきたものの、後者についてはそのわりに等閑にふされてきたきらいがある。このことが、議論の統一を妨げてきた原因であったろう。しかして、本稿では、これら二つの法則の意味内容を十全に把握し、整合的に結合させて上記のことを明らかにしたいと考える。

- 注1) 周知のように、差額地代についてはいわゆる「虚偽の社会的価値」の説明をめぐって、絶対地代についてはマルクスが地代成立の一要件とした農業部面の低資本構成を問題にするなかでこの論争がある。これにかかわる論稿はおびただしい数にのぼっていてここでは紹介できないが、さしあたり、 井上周八『地代の理論』、理論社、1963、久留島陽三『地代論研究』、ミネルヴァ書房、1972などを参照のこと。なお、諸見解をこのように分類することには異論も予想されるが、本稿にとっては意味のあるものであることを断っておく。
 - 2) たとえば、絶対地代論に関していえば、その論証過程にはいくつかの問題がある。私はすでに「マルクス絶対地代論の展開方法」、島根大学『経済科学論集』、創刊号、1975、所収でこれにふれている。また差額地代論に関しても、いわゆる「生産説」には多くの難点があると思われる。
 - 3) 上掲拙稿はこの視点においてマルクスの絶対地代論をあとづけたものである。ただ、そこではとくに「価値の分割法則」について、マルクスのその叙述部分をそのままうけついだだけで、この法則の存在の必然性を問うことまではしていない。したがって、もしそのような法則は認められないとする議論が展開されれば、それに対しては十分に抗しきれない弱点を残している。本稿はそれゆえにその点を補完する意図をももっている。なお、拙稿に向けて井上周八氏からよせられた若干の批評(井上「絶対地代と価値」および「『土地的条件=限界原理』について」、『立教経済学研究』、第30巻第1号、同第2号、1976、所収)についてはまた機会をあらためたい。

2. マルクスの主張と問題の所在

既述のように、マルクスの地代論は次の二つの主張を基礎において成立していると解せられる。一つは価値法則の貫徹・不侵害という点である。マルクスは述べている。

「科学とは,まさに,どのようにして価値法則が貫かれるか,を説明することなのです。」 「僕が理論的に証明しなければならない唯一のことは,価値の法則を侵害しないでの絶対地代の可能性だ。」

二つは価値の分割法則の存在を認識するという点である。資本制生産においては、生産された価値は労賃、利潤、地代に分割・転化する。その場合、この分割には法則性が看取されるというのがマルクスの見地である。 たとえばいう。

「不変的価値部分を度外視すれば、商品の価値は、――つまりそれが新追加労働を表示するかぎりでは、――つねに、三つの収入形態をなす三つの部分に、すなわち労賃・利潤および地代(これらのそれぞれの価値の大いさ、すなわち、これらが総価値中に占めるそれぞれの可除部分は、相異なる・独自的な……諸法則によって規定される)に分解すると語るのは正しい。」

労賃を除いた剰余価値だけの分割についても同様の発言がある。

「資本制的社会では,この剰余価値,またはこの剰余生産物は,——もし吾々が分配上の偶然的動揺を度外視して,されを規制する法則・その軌範をなす限界・を考察するならば,——資本家たちの間で,社会的資本のうち各資本家に属する持分に比例する配当として分配される。……土地所有者はふたたび資本家から,地代の形態のもとで,……諸法則にしたがいこの余剰価値,または剰余生産物の一部分を汲みだす。」

それはエンゲルスにおいても共通である。

「マルクスのいう剰余価値は、生産手段の所有者により対価なしに取得される価値総額の一般的形態であって、この価値総額は、マルクスによって初めて発見された全く独自・の諸法則に従って、利潤および地代という特殊的な・転化された・諸形態に分裂するの60である。」

さて、最初の主張についていえば、これらの叙述はいずれも文脈それ自体は 平易で字句どおりのうけとりが可能である。ただ、遵守が強調されている価値 法則とは具体的に何をさすのかということはこのかぎりでは明らかではない。 したがって、この点をさし示すことが必要である。第一の論点である。

これに対して、次の主張の場合は法則といわれることの意味内容はたやすく理解されうる。そのことは利子率の決定——利潤の企業者利得と利子とへの分裂——を論ずるところでのマルクスの叙述をこれと対比させればいっそう明瞭となる。

「貨幣資本の利子については異なる。この場合には競争が法則からの諸背離を規定するのではなくて、競争によって与えられる法則以外には何らの分割法則も実存しない,というわけは……利子歩合の『自然』率なるものは実存しないからである。利子歩合の自然率なるものを,ひとは寧ろ自由競争によって確定される率だと解する。利子歩合という率の『自然的』限界なるものは存しない。競争が諸背離および諸動揺を規定するにとどまらぬ場合,つまりそれらの相互作用的諸力の均衡により総じて一切の規定が止揚される場合には,規定されるべきものは,絶対的に無法則的で恣意的なものである。」「一国で支配的に行われる平均利子率——たえず動揺する市場率と区別しての——は,まったく何らの法則によっても規定されえないものである。……中位の競争諸関係,すなわち貸手と借手との間の均衡が,なぜ貸手にたいしその資本の3,4,5%などという利子歩合を,あるいはまた総利潤中の20ないし50%という一定の百分比的分前を,与

すなわち、その大きさに必然的根拠をもたない利子率とは異って、価値の労賃、利潤、地代への分割は法則——人間の意識から独立した諸関係——によって規定され、量的にそれぞれ総価値中に占める可除部分がはっきり確定される 9) とマルクスはみているのである。

えるべきかという理由はまったく何も現存しない。」

しかして、いわんとされていることは明快である。だが、なぜマルクスがこれをこのように強調する必要があったのか、それはいまだ不明である。ここに第二の論点が生ずる。マルクスがこうした考え方に到達した根拠は何か、いいかえれば、資本制生産にはかかる法則が必然的に存在するということの確証は何か、この解明である。そしてそれにおいてよければ、理論上、それぞれの可除部分を決定してゆく経済学の方法も問われなくてはなるまい。これが第三の論点である。

以上の諸論点は上述まででは唐突としてももとより無関係であるわけではない。それらの関連は行論の過程でおのずと知れよう。

- 注1) 「クーゲルマンへの1868年7月11日付書簡」, 岡崎訳『資本論書簡』,(2), 国民文庫, p. 163。
 - 2) 「エンゲルスへの1862年8月9日付書簡」,同上訳,(1), p. 317。ここでは絶対地 代についてのみこのことが述べられているが,それは他の地代形態にも共通である ことはいうまでもなかろう。
 - 3) 『資本論』,長谷部訳,青木書店,第三部(下),p. 1202,傍点——引用者。
 - 4) 同 上, p. 1222, 傍点——引用者。
 - 5) 同 上, p. 1156, 傍点——引用者。
 - 6) エンゲルス「資本論第二部への序言」,『資本論』, 前掲邦訳,第二部, p. 19, 傍 点――引用者。
 - 7) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (上), p. 506, 傍点——引用者。
 - 8) 同 上, pp. 514~515, 傍点——引用者。
 - 9) そのほかこれに近い,ないしはそうした問題意識を示している箇所をあげれば次のものがあろう。「分配は社会的法則によって生産物世界のなかでの生産者の分けまえを規定し,したがってまた生産と消費とのあいだにはいる」(「経済学批判への序説」,杉本訳『経済学批判』,国民文庫,p. 285)。「その起源の何たるかを問わず一度び地代の存在を認められると,それは小作者と地主との間で対抗的に商議される。この商議の最後の帰結点は何か。言いかえれば地代の平均額は何か」(『哲学の貧困』,山村訳,岩波文庫,p. 175)。「利潤と地代とは逆比例するということである。ところで,問題になるのは,なにが利潤と地代とへの分割を規定するのか?ということである」(『剰余価値学説史』,大内・細川監訳『マルクス=エンゲルス全集』,第26巻 II, p. 86)。

3. 価値法則の意味内容

価値法則について論ずるには、まず類似の用語である価値規定(Wertbestimmung)の理解からはじめるのが適当であろう。この言葉はマルクスにおいては以下のような使われ方をしている。

「12時間の労働が10時間、6時間、等々の労働と交換される。不等量同志をかく等置することは価値規定を止揚するばかりではない。かかる自己止揚的矛盾は、総じて、法則として言い表わすことも定式化することもできないのである。」

「価値規定としての価値規定が各特殊的生産部面における個々の資本家および資本を関

心させ且つ規定するのは、つぎの限りでのみである。すなわちそれは、労働の生産力が増加または減少するにつれて商品の生産に必要な労働分量が減少または増加することが、一方の場合には資本家に現存市場価格のもとでは特別利潤を得せしめ、他方の場合には資本家に商品価格の引上げを余儀なくさせる……という限りでのみである。」

「賃労働としての労働の形態は全過程の姿態にとり,また生産そのものの独自的様式にとって決定的だとはいえ,賃労働は価値を規定するものではない。価値規定において問題になるのは、社会的労働一般であり,社会一般が自由に処分しうる労働分量であって,種々の生産物によるこの労働分量の相対的吸収が,いわばそれらの生産物のそれぞれの社会的重量を規定するのである。」

必ずしも明快ではないが、価値規定とは価値の概念を示すこと、いいかえればその科学的定式化ということである。それゆえに別の箇所で「価値の規定」(Bestimmung des Werts)といわれているものと同義であり、これの簡略語である。

価値とは何かについていまここで詳しく立ち入る必要はない。すでに知られているように、その実態は商品の生産についやされる社会的に平均的な労働である。それはよいとして、これに関連してつけ加えなければならないのは、価値をこのようにとらえると価値規定という言葉にはもう一つ値々の商品の価値・量でのものを表わす意味が派生するという点である。価値の本質がかかるものである以上、その実存のしかたは商品の一要因としてしか、いいかえれば物質化された形態でしかありえない。こうした事情は、価値を云々する場合にはそれだけを抽出するにしてもつねにそれぞれの商品の一定の価値量を問題にすることを余儀なくさせ、したがって価値の規定は必然的にその量的側面までも含意することになるのである。次の叙述はそうしたものの一例であろう。

「価値の生産価格への転形とともに、価値規定そのものの基礎が目にみえなくなる。」 「問題は、なぜ農業では商品の価値が、または、ともかくその価格が、それの価値より も高いのではなく、それの平均価格よりも高いのか?ということだけである。しかし、 この最後の問題は、理論の基礎である価値規定そのものとはもはやなんのかかわりもも 6) たない。」

しかして価値規定とは、価値一般の概念を与えるということと、それによっ

て特定商品のもつ価値の大きさを確定することと要約できる。

本題にたちかえると、価値法則とはそのような規定をうけた価値が流通あるいは分配といった諸局面を、それらの根本において規制する法則といいうる。

価値は労働だけから生産されるとすれば、一社会の一時期の総労働量は有限であるから、そこで成立する価値の総量もまた有限である。それは固定した大きさにちがいない。ということは、社会で価値として通用しているものはすべてこの範囲のなかにとどまってしかるべき、ということである。流通、分配の各段階にはそれぞれ独自の現象、独自の法則がありえよう。しかし、それらはいずれも生産された価値の量を基礎に、それを土台にしてのみ展開される性質のものでなければならない。すなわち、生産された価値は、一番深いところで量的に総枠においてその後のあらゆる諸関係を規制し支配している。これが価値法則ということの具体的内容である。

「価値の生産価格への転形がもたらす混乱を別としても、さらに一つの混乱が、剰余価値の転形――相異なる特殊的な・相互に自立する・そして相異なる生産諸要素に連関する、収入諸形態すなわち利潤および地代への転形――によって生ずる。商品の価値が基礎であることが忘れられ、また、この商品価値の特殊的諸成分への分裂、および、これらの価値成分の収入諸形態への進展――これらの個別的価値成分にたいする相異なる生産諸要因の相異なる所有者たちの関係への、これらの価値成分の転形、規定された範疇および名義に従っての、これらの所有者たちの間でのこれらの価値成分の分配――は、価値規定およびその法則そのものをぜんぜん変化されない。というのは、利潤の均等化、すなわち、相異なる諸資本間での総剰余価値の分配、および、部分的には(絶対地代において)土地所有がこの均等化の途上に横たえる諸障碍は、商品の調整的な平均低格を商品の個別的価値から背離させるという事情、これである。この事情は、さらに、相異なる商品価格への剰余価値の追加に影響するのみであって、剰余価値をのもの

この理解はエンゲルスにもレーニンにもそのままひきつがれている。

「もし彼等(ロードベルツスを支持する人々――引用者)が,価値法則を害わぬばかりでなく寧ろ価値法則に基づいて同等な平均利潤が形成される――または形成されねばならぬ――ということを証明するならば,その時にまた―緒に話しあいたい。」「『資本論』第三巻においては,平均利潤の形成の問題が価値法則に基づいて解決される。……マルクスはまず剰余価値の成立を分析し,ついで初めて,利潤・利子および地代への剰余価値の分裂に移ってゆく。」

この意味で、価値法則は現象からは最も遠いところで働く法則である。「内 12) 的法則」とか「盲目的自然法則」とかいわれるのはこのためである。また、こ のことは、生産・流通・分配がきわめて密接不可分な関係にあって、そのうち でも生産が他の二つより優位な位置関係にあることを教えているであろう。

それゆえに、理論上で価値法則を侵害するということは、この総額を無視して何らかの説明をおこなうことである。具体的には、価値の規定にはまらない「価値」をつけ加えて問題を処理することである。これが価値法則の止揚にほかならない。このような点が強調される理由は、ことに価値の分配にあたっては、現象面で様々な名称をもった収入諸形態があらわれ、生産との関連がみえにくいため、そうした誤りをおかしやすいからである。くりかえすが、諸々の収入のあり方はどのような分配比率でなされようとそれは問題ではない。それらの総和が総価値に一致していれば、価値法則は堅持されていることになるの13)である。

ところで、以上のように労働が十全に価値に結実され、その法則がはたらき うるためには、基盤ないし前提として社会的欲望に対応した商品の種類と量と が生産されていて、個々の商品種類については需要と供給とが一致しているこ と、別言すれば社会的にみて各生産諸部面に適正な労働配分がなされているこ とが絶対に不可欠である。

それはなにより価値の規定にとって重大な意義をもつ。そのわけはこうであ

る。価値は商品の一要因として存在するのであるから、労働が価値たるにはその生産物はどうしても商品としてなりたっていることが必要である。ということは、そこには同時に商品の他の一要因である使用価値が生れていなくてはならない。つまり労働は社会的に有用な部面への投入をえてはじめて価値形成的でありうる。逆にいうと、社会的使用価値のない労働の生産物は商品ではなく、したがってそこに投入されているは労働価値の実体とはなりえない。

この点はすでに価値の規定者とされた「社会的・平均的必要労働」のなかにはじめから含まれていることでもある。社会的に平均的な必要労働とは単に技術的な内容だけをいったのではない。あわせて社会の欲望を満たすに必要な労働,という意味も入っていたはずである。マルクスはいう。

「ある商品にふくまれている労働時間とは,それの生産に必要な労働時間,すなわちあたえられた一般的生産諸条件のもとで,同じ商品を新たにもう一個生産するために必要な労働時間である,ということが前提されている。……個々人の労働時間は事実上,一定の使用価値の生産のために,すなわち一定の欲望の充足のために,社会が必要とする労働時間なのである。」

「社会的分業は、彼の欲望を多面化ならしめると同じように、彼の労働を一面化ならしめる。まさにそれ故にこそ、彼にとっては、彼の生産物は交換価値としてか役にたたぬのである。……貨幣をそこから引出すためには、その商品は何よりもまず、貨幣所有者にとっての使用価値でなければならぬ。かくして、その商品に支出された労働は社会的に有用的な形態で支出されておらねばならぬ。」

「たとえわが亜麻織物業者の労働のでとき労働は社会的分業上の特許された環だとしても、それだけではまだ決して、まさに彼の20エルレの亜麻布の使用価値が保証されているわけではない。亜麻布にたいする社会的欲望が、――そしてその欲望には、他のあらゆる欲望と同じく、その限度がある、――すでに競争者たる相手の亜麻織物業者によって充たされているとすれば、わが友の生産物は過剰となり、余計となり、したがって無用となる。」

このようなことが個々の労働生産物についてそれぞれ要求されるのであるから、それは社会全体としては必要な部面への必要な労働の過不足なき投入を結果するであろう。すなわち、社会的欲望に合致した労働力の適正配分、需要・供給の一致である。もとよりそうした事柄は最初から達成されているわけでは

なく,またつねにそういう状態がたもたれているわけではない。交換をとおして徐々につくりあげられるし、完成の後もたえず動揺が存在する。しかしそこへの回帰はいつも志向されているのである。

価値規定ということがしばしばこれに関連づけて論じられるわけはここに明らかである。

「経済学はロビンソン物語〔……〕を好むから,まずロビンソンの島の生活を見よう。生来つつましやかではあるが,それでも彼は相異なる種類の欲望を充たさねばならぬのであり,したがって道具をつくり,家具をこしらえ,駱馬をならし,魚具をとり,狩猟をするというような相異な種類の有用的諸労働を為さねばならぬ。……彼は必要そのものに迫られて,自分の時間を自分の相異なる諸機能のあいだに正確に配分する。……彼の財産自録には,彼が所有する諸使用対象や,それらの生産に必要な相異なる仕事や,最後には,されらの相異なる諸生産物の一定諸分量のために彼が平均的に要費する労働時間やの,明細書きがある。……この諸関連のうちには,価値のいっさいの本質的な諸規定が含まれているのである。」

価値法則を問題にする場合も事態はかわらない。価値法則があるためには基礎としての価値そのものが成立しておらねばならないのであるから、当然にそのことは前提にされていなくてはならない。それがないところには価値がうまれず、したがって価値法則などとりざたにすることさえできないというのが両者の関係である。価値法則貫徹の主張がここにも及ぶ所以である。

「なるほど、種々の生産部面はたえず均衡を保とうとしている,――すなわち一方では,各商品生産者は或る使用価値を生産して或る特殊的な社会的欲望を充足されねばならないが,これらの欲望の範囲は量的に相違するのであって,内的紐帯が種々の欲望量を自然発生的体系に連結されることによって。他方では商品の価値法則が,社会はその自由にじうる全労働時間のどれだけを各特殊商品種類の生産に支出しうるかということを規定することによって。」

「直接的な食糧生産者たちの労働は彼等自身にとっては必要労働と剰余労働とに分かれるとはいえ、この労働は、社会に連関しては、食糧の生産だけに要する必要労働を表示する。それはともあれ、これと同じことは、個々の作業場内の分業と区別される全社会内のすべての分業で生ずる。それは、特殊的財貨を生産するために――特殊的財貨にたいする社会の特殊的欲望を充足するために必要な労働である。この分業が均衡をえてお

れば、相異なる諸群の諸生産物がそれらの価値で(さらに展開すればそれらの生産価格で)、あるいはまた、これらの価値または生産価格の、一般的諸法則によって規定される修正である価格で、販売される。これこそは事実上、個々の商品または財貨に連関してではなく、分業によって自立化させられた特殊的な社会的生産諸部面のそのときどきの総生産物に連関して自らを主張する価値の法則である。かくして、各個の商品のうえに必要労働時間だけが費されているばかりでなく、社会的総労働時間のうち必要な比率的分量だけが相異なる諸(生産物)群に費されているということ。けだし、条件は依然として使用価値だから。」

このことを加味していま一度定義しなおすならば、価値法則とは社会の総労働量の各生産諸部面への適正な配分を基盤に――これは直接には法則の中身とはならないが、前提されているという意味で必須の要件である――社会的平均的必要労働によってなりたつ価値がその総量を固定するというかたちで、流通、分配のいっさいの諸現象をその基礎において規制する法則といえよう。

- 注1) 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (下), p. 841, 傍点——原文。
 - 2) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), pp. 1229~1230, 傍点——引用者。
 - 3) 同 上, p. 1241, 傍点——引用者。
 - 4) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (上), p. 294 および第三部 (下), p. 907 など。
 - 5) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部(上), p. 254, 傍点——引用者。
 - 6) 『剰余価値学説史』, 前掲邦訳『全集』, 第26巻 II, p. 162, 傍点——引用者。
 - 7) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (上), p. 266, 傍点——引用者。
 - 8) 同 上, p. 270, 傍点——引用者。
 - 9) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), pp. 1191~1192, 傍点——引用者。
 - 10) エンゲルス「資本論第二部への序言」,『資本論』, 前掲邦訳, 第二部, p. 31, 傍 点——引用者。
- 11) レーニン「カール・マルクス」, 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (上), p. 51, 傍 点——引用者。
- 12) 「価値の法則は、ここでは、内的法則としてのみ、個々の当事者にたいしては盲目的自然法則としてのみ作用し、生産の偶然的な諸動揺のただ中で生産の社会的均衡を成就する」(『資本論』、 前掲邦訳、第三部(下)、p. 1239)。「価値の法則」と「生産の社会的均衡」の問題はこのあとすぐにふれる。
- 13) したがって、次の叙述も価値法則の貫徹を主張したものである。「独占によって 影響される商品の生産価格をこえ価値をこえて騰貴する独占価格が可能となるとし

ても、そのことによっては、商品の価値によって与えられる限界は止揚されないであろう。特定商品の独占価格は、他の商品生産者の利潤の一部分を、独占価格をもつ商品に移譲するだけであろう」(『資本論』、前掲邦訳、第三部(下)、p. 1213)。

- 14) 『経済学批判』, 前掲邦訳, pp. 30~31, 傍点——引用者。
- 15) 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (上), p. 223, 傍点——引用者。
- 16) 同 上, p. 224, 傍点——引用者。
- 17) 注意したいのは、このようにいうことは、これが決して価値規定ないし価値法則という特殊歴史的な法則のなかに含まれていることを意味するのではないという点である。このことは社会形態のいかんを問わずつねに達成されていなくてはならないことであり、それが資本制生産では価値を媒介にしておこなわれるというのみである。マルクスはこれを「自然法則」と呼び、資本制生産でなくても存在していることを明らかにしている。「一定の割合での社会的労働の分割の必要は、けっして社会的生産の特定の形態によって廃棄されうるものではなくて、ただその現象様式を変えうるだけだ、ということは自明です。自然法則はけっして廃棄されうるものではありません。歴史的に違ういろいろな状態のもとで変化しうるものは、ただ、かの諸法則が貫かれる形態だけです」(「クーゲルマンへの1868年7月11日付書簡」、『資本論書簡』、前掲邦訳、(2)、p. 162)。「資本制的生産様式の止揚後も、社会的生産が維持されておれば、価値規定は、つぎの意味、すなわち、労働時間の規制、および相違なる諸生産群の間での社会的労働の配分、最後にはこれらに関する簿記が、従来よりも重要となるという意味で、依然として重きをなす」(『資本論』、前掲邦訳、第三部(下)、p. 1200)。
- 18) 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (上), pp. 178~179, 傍点——引用者。
- 19) 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (下), p. 590, 傍点——引用者。
- 20) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部(下), p. 894, 傍点——引用者。

4. 価値の分割法則・その存在の必然性

生産された価値は労賃、利潤、地代への分割をとげる。その場合、それぞれは総価値中に占める自己の大きさを法則的に決定する。既述のようにこれがマルクスの見解である。

さて、現象面だけからみるならば、この三者はいずれも相互の競争をとおしてそれによってのみ定まる性質のものと思える。そしてその時々の偶然の作用で、それらはどの大きさにでもとどまりうるかのようである。にもかかわらずこうしたことが主張される理由は一体何なのであろうか。この生産のどこにそ

れを必然化させる関係が存するのであろうか。マルクスは法則がないとされる 利子率の決定に関して, この分割をひきあいに出しつつ以下のように述べている。

「人あって,さらに,中位の利子歩合の限界はなぜ一般的諸法則から誘導されえないかと質問するならば,その答は単純に利子の本質中に横たわる。……利潤率規定の本質的基礎たる剰余価値と労賃との分割にあっては,二つの全く相異なる要素である労働力と資本とが規定的に作用する。相互に限界づけあうものは二つの独立可変量の 函数 である。そして,それらの質的区別から,生産された価値の量的分割が生じる。地代と利潤とへの剰余価値の分割でも同じことが生じる……。利子の場合には何らこうしたことは生じない。」

みられるごとく,ここでは「要素」の「質的区別」ということがつよくうちだされている。利子が俎上にのばっていて直接的ではないが,これを敷衍すれば次の解釈が可能となろう。「要素」が異なっていてそれらが質的に相異するときに生ずる分割には法則性があるといいうる,と。しかして,当面の問題にとってはまずこの点への注視がなければならない。

「要素」というさい,これは単に生産の要素としての労働,生産された生産手段,土地をさしているのではないのは明らかであろう。というのは,なるほど,これらは自然的ないし物理的には各々特性をもつとしても,そのことは社会形態のいかんを問わずどこでも共通であり,何も資本制生産のみにとりたてて質的差異を発生させるわけではないし,またなによりこのままでは価値の取得に参加するわけではないからである。すなわち,「要素」とはこの場合は生産力次元の事柄ではなく,明瞭に社会関係のそれをさしており,価値の配分をうける賃労働,資本所有,土地所有(近代的土地所有)というこの形態が問題になっているのである。そこにおける「質的区別」こそが分割に法則をもたらす根拠として重視されているのである。

賃労働、資本所有、土地所有の相互の質的差異は、資本制生産に対してこれらが果す役割の軽重、そのもつ意味のちがいに着目して論じうる。別言すれば三者をこの生産体制を構成する諸契機として比較するとき、この間には、根源

的なものと派生的なもの、あるいは重要度の高いものと低いものといった関係があり、ここに「質的区別」が看取できるのである。

一番,基底的な地位を占めるのが賃労働である。それは,これの出現が資本制生産の成立を決定づける最も基礎的な条件であるからにほかならない。自らを増殖する価値としての資本の定在そのものも賃労働を前提にしてのみありうるとすれば,資本所有とてこれに先行して位置づけられることはない。まさに賃労働こそは資本制生産を形成する根源的な要素といえる。

「貨幣を資本に転化するためには,貨幣所有者は自由な労働者を商品市場に見出さねば3)ならぬ。」

「資本は生産=および生活手段の所有者が自分の労働力の販売者としての自由労働者を市場で見いだす場合にのみ成立するのであり、そしてこの歴史的条件は一の世界史を包 4) 括する。|

「資本主義時代を特徴づけるものは、労働力が労働者自身にとっては彼に属する商品の 形態を受けとり、したがって彼の労働が賃労働の形態を受けとる、ということである。」「資本制的生産様式は――その基礎は賃労働であり、したがってまた、貨幣をもってす 6) 3労働者への支払であり……。」

「労働能力の売買は、直接的生産過程から切り離された、それに先行する、独立な過程であるにもかかわらず、資本主義的生産過程の絶対的な基礎をなしており、また、われわれがこの過程をただ商品の直接的生産の瞬間においてのみでなく全体として考察するならば、この売買はこの生産過程そのものの一つの契機をなしているのである。」

ついで重要なのは資本所有である。この生産の名称がすでに示しているよう に,資本がここではいっさいの規定者であり支配者であることを想起すればこれは容易に知れよう。

8) 「資本はブルジョア社会のいっさいを支配する経済力である。」

「資本はこうして労働とその生産物とにたいする支配力である。資本家がこの力を占有するのは彼の人格的ないし人間的諸性質のためではなくて、彼が資本の所有者であるかぎりにおいてである。彼の資本の買う力、これにはなにものも抵抗しえない、それが彼の力である。」

かくて二番目に位置するのは資本所有である。

そして最後は土地所有である。土地所有がこのようなことにならざるをえないのは、この場合、土地所有は資本制生産にとってはまったく不必要な贅物でしかないという理由によっている。資本制生産は土地所有がなくても成立することは、農業部面以外のところをみれば明らかである。土地所有はこの生産に対しては何ら積極的な意味をもつことはなく、したがってあくまで資本に従属した形態でのみ存在を許されるにとどまっているのである。

「資本主義的生産様式を前提すれば、資本家は、生産の必要な機能者であるだけでなく 支配的な機能者でもある。これに反して、土地所有者はこの生産様式においてはまった ・・・・・・11) く余計な者である。」

「資本主義的生産の立場からは、資本所有が事実上『本源的なもの』として現われるのである。なぜなら、それは、資本主義的生産がそれに基づいている所有種類として、また、この資本主義的生産における要因および機能者として、立ち現われるのだからである。これは土地所有にはあてはまらない。土地所有は派生的なものとして現われる。なぜなら、事実上近代的土地所有というのは封建的なものでありながら、それへの資本の働きかけによって変化させられたものであって、したがって、近代的土地所有としてのその形態では、派生したものであり、資本主義的生産の結果だからである。」

「私はすでに近代的土地所有を完全に正しく説明しておいた。『地代は, リカードの意見では, そのブルジョア的姿態における土地所有である。すなわち, ブルジョア的生産・13)の諸条件に従属した封建的所有である。』」

以上のように、賃労働、資本所有、土地所有はこの順序でそのもつ意味のちがい、重要度のちがいを有し、平板に同列にあるのではなく、いわば重層的な構造をなしているとすれば、価値の分割のあり方にもこうした関係がそのまま反映するであろう。すなわち、はじめに賃労働が労賃をとり、次に資本所有が利潤をとり、最後に土地所有が地代をとるといった価値の取得に関する先後序列の定着化がそれである。この生産にとって基底的で重要度が高い、その意味では発言力のつよいものから価値の取得をおこなうというのは、資本制生産の維持という観点において当然の帰結でなければならない。

この事情は次のことを示すであろう。第一に、価値の取得をめぐる三者の競争は単に表面上の事柄にすぎず、これが価値の分割を最終的に決定するのでは

ないという点である。価値の分割は、価値の取得に参加する要素の間に質的差異があって段階的に先後関係が定まっているのであれば、 相互の 対等 な 競争 —— これは本来的にありえない——によってではなく、それにかかわりのないところで果される性質のものといえるのである。

そして第二に、そのことは、各々の取分の法則的確定を約束するという点である。他にさきがけて価値を取得する要素はこのなりゆきからして、自分だけでその量を決定しなければならない。許容される範囲は所与の価値量のすべてにまでおよびうるが、後続する要素の取分も保証されるべきであるから全部というわけではなく、その一部を独自の論理にもとづいて固定しなければならない。質労働、資本所有についてこのことが要請されるのはよいであろう。さて、その場合、ここで働く論理がなんであろうと、したがって結果的にどんな量的区分が実現されようと、そうしてできあがるものは決して動揺的ではないことは明らかである。なぜなら、そこには他の要素からのそれに対する干渉が入りこめないがゆえに、おなじ条件のもとでは何度くりかえしても、いつも同じ論理が純粋に貫徹するからである。すなわち法則的である。マルクスが価値の労賃、利潤、地代への分割に法則性をみた理由はまずここに存しよう。

ちなみに、利潤の利子と企業者利得との分割にさいしてはこうはならない。 利子を取得するものおよび企業者利得を取得するものは確かにこの姿では形態 的な区別はあるが、もとをただせば本来同一の資本所有が人格的に分裂したというだけのことである。それゆえに、この間に資本制生産における重要度のちがい、ないしは基底・派生関係はなく、価値の取得に関する段階差、先後序列もみることはできない。どちらかが先に取得分を主張してもよいが、それはまた他方からの干渉によって修正されるというように、対等な競争関係がここには現存している。だから、その帰着点は両者の折衝いかんでその都度異なることが予想され、この分割には法則性が看取できないのである。

「この両者〔貸付資本家と機能資本家〕がこの利潤をどんなに分配し、この利潤に対し どんな請求権をもつかは、絶対的に、——ある会社事業の共同利潤の百分比的分前が種 々の出資者間に分割されることと同様に, ——純経験的な・偶然の領域に属する・事実 16) である。」

「中位の利子歩合または平均利子率なるものの限界は何らの一般的法則によっても確定されえない――けだし,問題なのは,名義を異にする二人の資本所有者間の総利潤の分17) 前だけだから……。」

「利子と企業者利得とへの分裂にあっては、平均利潤そのものが、両者を合せたものの限界をなす。利子と利業者利得とは、平均利潤によって与えられる価値量の限界内で分割されねばならず、またその限界内でのみ分割されうる。一定の分割比率は、このばあいには偶然的、すなわち専ら競争諸関係によって規定されている。さもなければ需要と供給との一致は、市場価格の調整的平均的価格からの背離の止揚・すなわち競争の影響の止揚・に等しいのであるが、このばあいには競争が唯一の規定者である。だが何故か?けだし、同じ因たる生産要資本が、それに帰属する剰余価値部分を、同じ生産要因の二人の所有者間に分割せねばならぬからである。」

二つの場合の対比は、価値の分割法則の有無を知るうえで意義をもつと思われる。

生産された価値の労賃,利潤,地代への分割に法則性があるとする次の根拠は,いささか現象的な事柄に属するが,商品の価格法則の実在という点である。価値の分割といってもそれは資本制社会では商品の交換をとおしてのみおこなわれるものであるから,価値の分割法則の実在はそのまま商品の価格法則の現存に一致する。それゆえに,逆に商品の価格形成に法則性をみるということは,価値の分割に法則性をみなければならないことにつらなる。マルクスは商品の価格について次のようにいっている。

「長期間にわたる価格表をみれば,そして労働の生産力の変動により商品の現実的価値が変動する場合,ならびに,自然的または社会的災害により生産過程が攪乱された場合を除いてみれば,ひとは,第一には諸背離の限界が比較的に狭いことに,第二には諸背離の均等化の規則正しさに,驚くであろう。」

周知のようにこのことはマルクスだけの認識ではない。すでに古典派経済学でも「自然価格」が論じられており、このひきつぎである。いずれにしろ、そうした視点にたつことは、価値の分割に法則性を主張する重要な根拠たりえよう。

かくて、資本制生産においては生産された価値の三者への分割が量的に定まるべきというその必然性が明らかになった。さればその分割を規制する論理は何なのか、そして具体的にそれぞれの可除部分はどのようにして確定される21)のか、これらの理論的把握が経済学の課題にならねばならない。

- 注1) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (上), pp. 515~516, 傍点——引用者。贅言ながら,次のマルクスの文章は収入諸形態のあり方が生産要因の所有形態によって規定されるということ以外に, いま必要な分割法則の存在を示唆する何らかの材料を提供したものではないであろう。「分配の編制はまったく生産の編制によって規定されている。分配は, それ自身生産の所産なのである。たんに, 対象の面から見て, ただ生産の成果だけが分配されうるだけだからではなく, 形態の面から見ても, 生産への参加の特定の仕方が分配の特殊な形態を, 分配に参加する形態を, 規定するのだからである」(「経済学批判への序説」, 『経済学批判』, 前掲邦訳, p. 286)。
 - 2) 労働について付言すると、ここに問題にしているのが、「労働は人間の存在の永久の自然条件である」(マルクス『直接的生産過程の諸結果』、岡崎訳、国民文庫、p. 45) という労働一般ではないことは既述のとおりだが、価値の形成者としての労働というものでもないことは明らかである。なるほど、これは一つの社会関係を表示しているとしても、この形では価値の配分をうけるわけではないからである。「労働が価値形成的であり、商品の価値において自らを表示するかぎりでは、労働は、相異なる諸範疇間へのこの価値の分配とは何の関係もない。……吾々が労働を価値形成的なものとして固定するとき、吾々は労働を、生産条件としてのその具体的姿態においてでなく、賃労働という規定性とは異なる一つの社会的規定性において、考察するのである」(『資本論』、前掲邦訳、第三部(下)、p. 1160)。
 - 3) 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (上), p. 317, 傍点——原文。
 - 4), 5) 同 上, p. 319, 傍点——原文。
 - 6) 『資本論』, 前掲邦訳, 第二部, p. 448。
 - 7) 『直接的生産過程の諸結果』,前掲邦訳, pp. 56~57, 傍点——原文。
 - 8) 「経済学批判への序説」、『経済学批判』、前掲邦訳、p. 304。
 - 9) 『経済学・哲学手稿』,藤野訳,国民文庫,p. 52,傍点——原文。
- 10) 賃労働と資本所有との位置関係は、マルクスの資本制生産に対する次の特徴づけ の順序からもうかがえる。「資本制的生産様式を そもそ もから特徴づけるものは次 ぎの二つの点である。第一に。資本制的生産様式はその諸生産物を商品として生産 する。……このことはさしあたり、労働者そのものはただ商品販売者、したがって 自由な賃労働者として登場し、したがって労働は総じて賃労働として登場する、と いうことを含む。……資本制的生産様式を特徴づける第二のものは、生産の直接的

目的および規定的動機としての剰余価値の生産である」(『資本論』, 前掲邦訳, 第三部(下), pp. 1238~1240)。

- 11) 『剰余価値学説史』,前掲邦訳『全集』,第26巻Ⅱ,p. 42,傍点——引用者。
- 12) 同 上, pp. 193~194, 傍点——引用者。
- 13) 同 上, p. 201, 傍点——引用者,「資本なしには土地所有は死んだ無価値な物質」(『経済学・哲学手稿』, 前掲邦訳, p. 129) なのである。
- 14) したがって、地代については次のような定式化が可能となる。「かくして地代は、土地の経営者、小作者を一人の単なる労働者たらしめ且つ『農夫から彼が自己の物だと考えることを禁じ得ない生産物の超過分をとりあげる』どころではなく、地主に、奴隷や農奴や納貢者や賃労働者をでなく、産業資本家を対立させるのである。土地所有は、一度び地代に構成されると、もはや賃金のみによってでなく又産業利潤によっても決定される生産費に対する超過分を手に入れるに過ぎない」(『哲学の資困』、前掲邦訳、p. 180)。「地代は、剰余価値および剰余労働の正常的形態から、この剰余労働のうち搾取的資本家により利潤の形態で取得される部分をこえる超過分に低下する」(『資本論』、前掲邦訳、第三部(下)、p. 1126)。「(一)、地代は平均利潤をこえる超過分に制限されるという、および口、土地所有者は生産過程および全社会的生活過程の指導者および支配者から、単なる土地賃貸者、土地における高利貸、および単なる地代収納者に格下げされるという事情は、資本制的生産様式の独自的な歴史的産物である」(同上、pp. 1242~1243)。 そのほか同旨の箇所としては、『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻II、p. 79など。
- 15) だからいずれの場合も依然として資本家の名称が与えられている。貨幣資本家、 機能資本家というように。
- 16) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (上), pp. 515~516。
- 17) 同上, p. 517。
- 18) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), p. 1214。
- 19) 同 上, p. 1212, 傍点——引用者。
- 20) たとえばアダム・スミスはいう。「ある商品の価格が, それを産出し, 調整し, またそれを市場へもたらすために使用された土地の地代と, 労働の賃金と, 資本の 利潤とを, それらの自然率にしたがって支払うのに十分で過不足がないばあい, このときその商品は, その自然価格とよんでもさしつかえないもので売られる。」「自然価格は, いわば, いっさいの商品価格がたえずそれにひきつけられている中心価格である」(『諸国民の富』, 大内・松川訳, I, 岩波書店, pp. 143~144およびp. 148)。デヴィット・リカードもいっている。「貨物の交換価値, 即ち一 貨物が有する購買力というときには, 私は常に何等の一時的偶発的原因によって妨げられなかった場合にそれの有すべき力を意味する。而してこれがその自然価格である」(『経済学及び課税の原理』, 小泉訳, (上), 岩波文庫, p. 84)。

21) エンゲルスが次のようにいうことは、上述の内容にてらしてこのことと同義である。「経済学が科学として現われるや否や、 その最初の課題の一つは、この、一見したところ商品価格を支配する偶然の背後にかくれているが実はこの偶然そのものを支配している法則を探求することであった」(「『賃労働と資本』への前書き」、『賃労働と資本』、長谷部訳、岩波文庫、p. 20)。

5. 経済学の方法

前節での検討は、労賃、利潤、地代に分割されるべき価値の総量がすでには じめからそっくり用意されているという想定のもとで、その分割に関する法則 性を問うというものであった。そこでは、どの収入形態も生産された価値によ って支払われる——したがって価値法則を堅持する——ということが、当然の こととして前提されていた。それは、マルクスの見解の全体を見わたせる立場 から、議論展開の過程などいっさい配慮せず、適当に必要な叙述部分だけを摘 出して考察の対象としてきたからである。

しかしながら一考すればわかるように、このことは決して最初から自明の事柄ではない。労賃、利潤、地代が価値の転形物であるということは、誰の目にもうつるかたちで現象として表面にでているわけではない。そうではなくて、これは周到な科学的洞察を通じてはじめて認識できるいわば結論に属する内容である。マルクスにおいても、これが前提されることではなく逆に証明されねばならない問題であったのは、彼以前の経済学がよくこのことを果しえず、収入諸形態の源泉について十分な解答を出せなかったことを想起すれば容易に推乳される。

しかして、それぞれの可除部分を量的に確定してゆく論理過程は、同時にそれらが価値法則にのっていることの論証の過程でもなくてはならない。そうであればここで採用されるべき経済学の方法は何か。価値の分割法則を貫徹させつつ、各収入形態をすべて価値から説明してゆく手続きは何か。

その方法はこうである。――まず、価値とはどのようなものであるかを明らかにする。そのうえにたって最初に、社会に存在する価値の量が最も基底的で一番はじめに価値取得をおこなう賃労働の取分を充足しうるかを見る。賃労働

の取分とは、既述のように競争あるいは社会的に生産された価値総量に関係なくことで独自に規定される大きさである。次に、まだそれを超える余分な価値が存在できるか、その可能性と現実性をたしかめる。もしそうした剰余部分があることがいえるとするならば、それでもって二番目にあらわれる資本所有の取分が支払われうるかを考える。同じく資本所有の取分はこれ自体の論理からはじきだされるものである。そして最後に、さらにそれ以上の価値が残っている可能性があるかを追求する。明確な根拠のもとにそれがあることが確認されればその分を土地所有の取分に充当する。——

価値とは何かを明らかにするというのは、価値規定の問題である。その価値が労賃を支払い、残った部分をみつけて利潤を支払い、さらになお残余をさがして地代を支払うというのは価値法則を守るということである。なぜなら、このことは三者の総和が社会的に生産された価値の総量に一致することを意味し、どの収入形態も価値以外のものによって説明されるわけではないからである。そして、先行する要素から取分を確保してゆくということは、すなわち価値の分割法則を完成させることである。

種々の収入諸形態がすべて価値からなるということがわからず、この点を証明しようとするにはこうした手続きを採用することしか方法はないであろう。社会的に生産された価値の総量は固定した大きさではあるが、それは労賃、利潤および地代といった各要素の取得分量とは本来的に何の関係もない。したがって極論すれば、その大きさが地代はおろか資本制生産存立の基盤たる賃労働や資本の取分とて十分に充足しうるかどうかは頭からは断じえない。そういうなかでこの生産にとって不必要な土地所有の地代までも価値の一部であることをいうためには、先行する要素の取分を全体の価値量と対比しつつそこから順次控除していって、まだその後も存在しているかもしれない残余をさがしもとめてそれにあてるという方法しかとりえないのである。それに成功してはじめて地代も価値から成るということがいえるはずである。

もし、取得の先後関係を無視して、したがって価値の分割法則を否定して、 たとえば最初に地代を勝手に確定して全体の価値から早々にさしひいてしまっ たらどうであろう。なるほど、その限りでは地代は価値であることを明らかにするであろう。だが、その場合は資本制生産そのものを破壊してつまるところ地代も消滅してしまう危険をおかさねばならない。地代を控除した残りが労賃および利潤を満たしえないとすれば、資本制生産はもはやその維持を困難にするからである。資本制生産が依然として存続しているという事実は、そういうことが現実にはおきていないことを示しているといえよう。すなわち、理論上においても、前節で述べた価値取得の序列は徹頭徹尾まもられねばならないのであり、くりかえすが、そのうえで地代を価値法則にのって説明するにはこの手続きしかないのである。価値法則の問題と価値の分割法則の問題とはこのように整合的に関連させられて地代分析の基本視角をなしているのである。

基本的なものから派生的なものへ経済学の範疇を順序だてるという方法についてマルクスは次のようにいっている。

「経済学的諸範疇を、それらが歴史的に規定的範疇だった順序にしたがって配列することは、実行もできないし、まちがいでもあろう。むしろ、諸範疇の順序は、それらが近代ブルジョア社会で互いにもっている関係によって規定されているのであって、この関係は、諸範疇の自然的順序として現われるものや歴史的発展の順序に対応するものとは、まさに逆である。ここで問題にされるものは、経済的諸関係がいろいろな社会形態の継起のなかで歴史的に占める関係ではない。まして『観念のなかでの』……経済的諸関係の順序などではなおさらない。問題は、近代ブルジョア社会のなかでのこれら諸関係の編制なのである。」

以下、マルクスにしたがいこの方法の具体化を試みることにしよう。

価値規定についてはあらためてふれるまでもない。「社会的平均的労働」が その実体であるのはすでにみたところである。そこで最初の論点は,賃労働の 取分である労賃の大きさである。マルクスはこれを労働力の価値(価格)とと らえ、それを規定するものは労働力の生産費であることを明らかにしている。

・・。 「労賃は,……労働力という一定の商品の価格である。」

「労働力の価値は、他の各商品の価値と等しく、この独自な財貨の生産したがってまた 再生産に必要な労働時間によって規定されている。……労働力の生産に必要な労働時間 は,この生活手段の生産に必要な労働時間に帰着する。すなわち,労働力の価値は,労働力の所有者の維持に必要な生活手段の価値である。」

かように労賃は賃労働の独自の論理によってその大きさを定めることが可能 である。そうであれば、次の論点は社会的に生産された価値の量がこの労賃を つぐないうるか、さらにいうと、後続の要素の取分を保障するためにそれ以上 の価値分(剰余価値)が存在しうるかどうかである。この点は、人類社会が階 級社会に移行して以来ずっと剰余労働が存在してきたという事実をもって立証 せられる。

「資本が刺糸労働を発明したのではない。社会の一部の者が生産手段を独占しているところでは、何所においても労働者は、自由であろうと不自由であろうと、産手段の所有者のための生活手段を生産するために、自分の自己維持に必要な労働時間のうえに余分な労働時間を追加せねばならぬのであって、そのことは、この所有者がアテネの貴族であるか、……資本家であるかに係わりはない。」

「この剰余労働は剰余価値において自らを表示し、この剰余価値は剰余生産物中に実存する。剰余労働一般は、与えられた欲望の程度をこえる労働としては、つねに残存せねばならぬ。資本主義制度においては、奴隷制度などにおけると同じく、剰余労働はただ敵対的な一形態をとるのであって、社会の一部分の純粋な無為徒食によって補足される。……資本がこの剰余労働をつぎのような様式および諸条件——すなわち、従来の奴隷制、農奴制などという諸形態のもとでよりも、生産諸力・社会的諸関係・の発展のため、および、より高度な新社会の諸要素の創造のために—そう有利な諸条件——のもとで強制するということは、資本の開化的側面の一つである。」

かくて、資本制生産においては労賃部分をこえる価値が生産されている。では資本所有はこのうちどれだけを利潤として控除するのであろうか。資本は自らを増殖する価値としてその取分に上限はない。つねにできるかぎり多くの価値取得をしようとするのみである。ただその運動の結果として、各資本に対しては同じ割合ずつの価値取得があるようにしなければならない(平均利潤の形成)。これが資本の本性である。とすれば当然におこりうることは、労賃をさし引いた後に残存していると思われる剰余価値部分すべてをそっくり利潤として吸収し各資本に均等に配分するということである。この量は定まっているの

であるから, 利潤の大きさは必然的に確定されるにいたる。ここに資本所有の 取分決定の根拠が存するのである。

「投下総資本にもとづいて計算される剰余価値を,私がすでに名づけたように利潤と名づけるならば,この利潤は,その絶対量からみれば剰余価値に等しく,したがってその限界においても剰余価値と同じく法則的に規定されている。」

「資本家たちは取得した他人の労働の獲物を、平均的にどの資本家も同じだけの不払労働を取得するように兄弟的――敵対的に分け合うのである。」

「すべての相異なる生産部面の利潤の総額は剰余価値の総額に等しくなければならず、 9) また、社会的総生産物の生産価格の総額はその価値の総額に等しくなければならぬ。」

これで資本の取分も明らかにされた。最後に残されたのは土地所有の地代分についてだけである。だが、ここにいたって重大な困難が避けられない。なぜなら、社会的に生産された価値はこの経緯をみるときすべて労賃、利潤としてそれぞれ賃労働、資本所有の手に帰してしまって、もはやどこにも地代に充当すべき価値が存在しないかにみえるからである。利潤の確定についても、剰余価値の一部を地代のために留保するようなことはまったく配慮してこなかった。そうだとすると、地代部分はどこから生れてくるのか。最も困難な問題に直面するのである。マルクスはこの事情を次のように語っている。

「困難は、剰余価値が相異なる諸資本間で平均利潤に――いっしょにしたすべての生産部面における社会的資本が生みだした総剰余価値における、諸資本の相対的大いさに照応する比例的分前に――均等化された後に、この均等化の後に、いやしくも分配される、でき一切の剰余価値が一見すでに分配され了った後に、いったい、土地に投下された資本が地代の形態で土地所有者に支払う余分な剰余価値部分なるものは何所から生ずるか、ということの証明にある。」

「地代の分析における全困難は、平均利潤をこえる農業利潤の超過分を――剰余価値でなくこの生産部面に独自な超過剰余価値を、したがってまた『純生産物』をでなくこの 11) 純生産物が他の産業諸部門の純生産物をこえる 超過分 を――説明することにあった。」

土地所有に直接に対立するものは借地農業資本であるから議論はもっぱらここに集中されるわけであるが、借地農業資本は自らの平均利潤を取得したのち、なお地代を支払わねばならない。くりかえすと、問題はこの地代部分の出

所である。

安易な理論的処理は、すでにいったん労賃ないし利潤として他に配分しおえた価値からふたたび地代に相当するものを徴収するということであろう。しかし、それは許されない。なぜなら、そうすることは価値取得の先後関係を事実上無視することになるからである。価値の取得に序列があるということは、既述のように先行するものがそこに独自の論理をもって自分の取得分を法則的に確定してゆくという内容を含んでいるのであるから、その確定量をみだりに撹乱することは、この過程を否定するに等しいのである。

あるいは、ここにいたって突然に価値規定に変更を加えてほんらい価値ではないものまでそれとして数えあげるという 処理法も思いつか れるか もし れない。だが、もとよりそれは論外である。価値規定および価値法則を守るという立場が絶対の条件であるのは何度も述べてきたところである。

そうならば考えられる唯一のことは、利潤として資本所有のあいだに配分された剰余価値部分のなかに、どこかになお余分に剰余価値が存在していたとみることだけである。非農業部面においてはこの可能性はないであろう。ここではたとえ平均利潤を上まわる剰余価値が生産されていても、これを平均利潤の形成に参加させないでおく力はないし、また仮にそれができたとしても、その部分を自分に直接に対立していない土地所有に移譲する必然性はないからである。だから農業部面以外にこの可能性と現実性を期待できるところはない。いいかえれば、いったん配分された価値はそのままに、これに触れることなく、なお地代になるべき価値部分の存在の秘密を問うならば、理論的にはどうしても設定する力とともに平均利潤以上の剰余価値の実存を要求せればならないのである。そしてもしこの部分の実在が確認できれば、それが土地所有の取分であり、量的にもはっきり定まることになる。これが具体的にどのような機構のもとにそうなっているのか、この追求こそが地代研究の独自的領域にほかならない。

本節で必要な論及はこれでほぼ終えているが、補足をかねて資本所有の利潤 額の確定、したがって剰余価値の利潤と地代とへの分割法則については、さら

に一言つけ加えておくのが適当であろう。このような見解のでてくることが予 想される。"なるほど労賃はその絶対額をはっきり定める根拠があって、 量的 規定は明確である。しかしながら利潤はそれが各資本間に均等に配分されてお れば、ゼロでないかぎりどんな大きさでもよく、さしあたってはこれでなけれ ばならないという最低限の額はないように思われる。ということは、利潤がゼ ロにならない程度にここから幾分かの価値が地代にまわされたとしても、それ でさして困難はないことを意味しよう。土地所有がこれを先に控除するとか、 資本所有との対等な競争によってそれが実現されるとか、あるいは資本所有の 取分からあとになって徴収するとかいうのが価値取得の序列の関係上ありえな いとすれば、資本所有の方が土地所有のために価値の一部を残して、そうして 自分の取分だけを先取りするという考え方で理論的にも無理は生じない。うえ に示された方法でも結果的には資本所有は剰余価値の全部を吸収するのではな く,一部を土地所有に残すのであるからこれとまったく同じことである。すな わち、地代も剰余価値の一部であることをはじめから明言して、剰余価値がこ れら二つに分裂するという点を示せばそれで地代の説明は終り、かつ価値法則 も十全に守られて合理性をうるのではないであろうか。もとよりこのようにい うことは剰余価値の分割法則までも否定することではない。資本所有の土地所 有に対する優位はかわらないのであれば、そこには競争にかかわりのない分割 があろうからである。"

たしかに利潤には労賃が示すような意味での最低限の額は存在しない。しかして資本所有が当初から地代を予期し、その部分を留保しておいて自分の取分を定めるといういい方は、一見妥当なもののように思われる。だが、この考え方には資本所有の本性の把握に関して重大な誤解が含まれている。それというのは、資本所有をかように後続するもののためにあらかじめ価値の一部を残しておくほどいわば控え目な性質をもったものとして扱っている点である。いうまでもないが、資本とは際限なく自らを増殖しようとする価値である。ますます大きくなることだけが使命であり、存在の条件になっている価値であり、そしてその規定性はこの生産全体を支配する力である。そうであれば、資本所有

は取得が可能な価値はすべて残らず利潤として吸収するのでなければならない。土地所有の取分に配慮する余裕はなく、できるかぎり多くの価値を取得するのでなければならない。これが資本所有の本性である。この理解にたつとき、資本所有がはじめから土地所有の取分を残しておく、別言すれば、資本が自己増殖を自ら規制するなどという立論が成立しがたいのは明らかであろう。かかる主張は実情を無視した観念の産物でしかありえないのである。

このような資本所有の本性の忠実な理論的反映は、さきに提示した論理方法によってのみ達成される。社会に存在する剰余価値はことごとく利潤に転化する、すなわち土地所有をひとまず捨象して資本所有だけがあるとする仮定のもとに利潤額を確定するというやり方がそれである。土地所有といえば、こちらはこの関係において利潤額がそういうかたちで定まったのち、もはや取得すべき剰余価値がみあたらないと思えるなかでやっと問題になることができるのである。

「地代は資本なしには理解できない。ところが、資本のほうは地代なしでも理解できる。資本はブルジョア社会のいっさいを支配する経済力である。資本が出発点にも終点(14)にもならなければならない。そして、土地所有よりもさきに展開されなければならない。」

資本所有が剰余価値の全部を吸収するといっても、土地所有がある以上、結果的には一部を残すわけであるが、それはあくまで結果であって、最初から残しておくというのとはそこにいたる過程がまったくちがっている。 そしてまた、その残余分というのは、資本が吸収したくてもできない部分があってはじめてあらわれるのであるから、その部分は、資本の本性に抗してそういうことを可能にする力をもつと期待できる特殊な部面、すなわち農業部面においてのみ生れているとみなければならないのである。

私が本稿の冒頭で、地代の源泉を農業以外の部面にまで拡張して考えることに反対すると述べたのは、この根拠をもってのことである。これは差額地代、 絶対地代のいずれについてもいいうることである。

ちなみに、利潤率の決定にあたって土地所有を捨象するという方法は、平均

利潤の形成に農業部面は参加せず農業部面にはそれ以外の諸部面でつくられた 平均利潤があとから持ちてまれることを意味するが、このことは歴史的事実と も照応している。論理のあゆみは実際の歴史過程とは通常同じではない。しか し、前者が後者の助けを借りて定立することもあることは否定すべきでない。 その観点にたてば、この場合は歴史的事実がこの論理方法を誘導しその正しさ を裏打ちしているともいえるであろう。マルクスがこの点をしばしば指摘して いるのはこのためと思われる。

「忘れてならぬことは、一般的利潤率はすべての生産部面における剰余価値によって均等に規定されているのではない、ということである。農業利潤が産業利潤を規定するの15)ではなく、その逆である。」

「平均利潤は,また平均利潤によって規制される生産価格は,農村の諸関係の外部で, 16) 都市商業および製造業の圏内で形成される。」

「歴史的にも――資本主義的生産が農業では製造工業よりも遅れて現われるかぎり―― 17) 農業利潤は工業利潤によって規定されるのであって、その逆ではない。」

「資本主義的生産は農業でなく工業で始まり、そのあと農業をだんだんに支配してゆくのであって、したがってまた資本主義的生産の進歩につれてはじめて農業利潤は工業利 18) 潤に均衡することになる。」

「資本から土地所有への移行は同時に歴史的でもある。というのは、土地所有の近代的 19) 形態は、封建的等々の土地所有にたいする資本の産物だからだ。」

かくて再言すれば、地代分析は労賃ととりあえずは社会のすべての剰余価値によって確立された利潤(平均利潤)前提に、それらに手をつけることなくそこから出発すべきである。そしてそれらは理論上も事実上も農業部面以外で形成され、農業部面にはあとからもちこまれる以上、地代部分は農業部面にその源泉をもとめなければならないのである。

注1) 次の各文章はそうしたマルクスの問題意識を表明したものである。「僕が理論的に証明しなければならない唯一のことは,価値の法則を侵害しないでの絶対地代の可能性だ。これこそは,重農学派以来今日に至るまで理論的な論争がそれを回っている中心点なのだ。リカードはこの可能性を否定する。僕はこの可能性を主張する」(「エンゲルスへの1862年8月9日付書簡」、『資本論書簡』、前掲邦訳、(1)、p. 317)。「なぜこの生産物はつねに地代を支払うのか?なぜその通常価格はつねに

その十分な価格よりも高いのか?スミスはここで価格を無視して,再び重農主義に陥っている」(『剰余価値学説史』,前掲邦訳『全集』,第26巻Ⅱ,p. 476)。「リカードは絶対地代の問題を捨象する――彼がそれを否定するのは理論上の理由からである。というのは,彼は次のようなまちがった前提から出発するからである。すなわち,もし諸商品の価値が労働時間によって規定されるとすれば,諸商品の平均価格はそれらの価値に等しくなければならないという前提である。……絶対地代を認めることは,同じ労働量(不変資本に投下されている対象化された労働の量および労賃をもって買われた労働の量)が〔その労働の支出される〕要素またはその労働の加工する材料に応じて,違った価値をつくりだすことを認める,ということにほかならないだろう。……したがって,価値を保持すること――価値の大きさをいろいるな大きさの労働時間によって規定することだけでなく,価値の実体を社会的労働によって規定すること――は絶対地代の否定を必要とする」(同上,pp. 160~161)。

今日,地代が剰余価値の一部から支払われるということはいわば常識化している。それはマルクスの結論部分をすでに知っているからである。だがマルクスの地代論を理解しようとすれば、その点はまだはっきりしていないことにしなければならない。そういう結論を予想しつつ、マルクスと共に証明してゆくという態度がなければならない。この欠如が日本におけるこれまでの地代論研究の難点である。

- 「経済学批判への序説」,『経済学批判』, 前掲邦訳, pp. 304~305, 傍点——引用者。
- 『賃労働と資本』,前掲邦訳,p. 38,傍点——原文。
- 4) 『資本論』, 前掲邦訳, 第一部 (上), p. 320, 傍点——原文。
- 5) 同 上, pp. 411~412, 傍点——原文。
- 6) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), pp. 1154~1154, 傍点——引用者。
- 7) 同 上, p. 1211, 傍点——引用者。
- 8) 『剰余価値学説史』, 前掲邦訳『全集』, 第26巻Ⅱ, p. 22。
- 9) 『資本論』,前掲邦訳,第三部(上),p. 260,傍点——引用者。周知のように、『資本論』,第三部,第二編,第九章では、資本の有機的構成が異なるしたがって生産価値量の異なる五つの部面を例証に、これらの剰余価値である110がすべて利潤に転化するという想定で平均利潤率22%が形成されている。
- 10), 11) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), p. 1102およびp. 1103, 傍点——引用 者。
- 12) マルクスはいっている。「農耕に投下された資本にとっての地代の現象を投資部面そのものの特殊的作用から生ずるもの、地穀としての地穀に属する諸属性から生ずるものと看なすのは、価値概念そのものを放棄すること、つまり、この領域での科学的認識のあらゆる可能性を放棄することである」(同上, p. 1103)。

- 13) したがって結果的には次のようないい方が可能になる。「吾々がここで剰余価値のうち資本に帰属する分前としての利潤を云々するばあいには、吾々は、総利潤(その分量においては総剰余価値と同一)からの地代の控除によってすでに制限されている平均利潤(=企業者利得プラス利子)を意味し、地代の控除が前提されている。だから、資本利潤(企業者利得プラス利子)と地代とは、剰余価値の特殊な二成分、剰余価値が資本に帰属するか土地所有に帰属するかによって区別される二つの範疇、二つの項目——といってもその本質においては何らの相違もない——に他ならない」(同上、pp. 1156~1157)。
- 14) 「経済学批判への序説」,『経済学批判』, 前掲邦訳, p. 304。
- 15) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), p. 921。
- 16) 同上, p. 1127。
- 17) 『剩余価値学説史』, 前掲邦訳『全集』, 第26巻 II, pp. 632~633。
- 18) 同 上,第26巻Ⅲ, pp. 123~124。
- 19) 「エンゲルスへの1858年4月2日付書簡」、『資本論書簡』、前掲邦訳、(1), p. 248。

6. 内的法則と競争

第4節においては、労賃、利潤、地代への価値の分割は、決して賃労働、資本所有、土地所有の相互の競争によって達成されるものではないということ、より正確にいえば、これに関して三者のあいだに本来的な競争関係はありえないことが指摘された。しかしながら、そうはいっても現象面からすると、そこには一見対等な競争が存在しており、そしてその状態こそが商品の価格決定、したがって価値の分割に主要な役割を果しているように思える。ということは、この場合、明らかに現象と本質とが一致していないということであり、これまで展開してきた内容はあくまでそのうちの本質にかかわる事柄――具体的な表象の奥にあるという意味で内的法則(inneres Gesetz)――であったということである。そこで次には、競争と内的法則とのこのへだたりをうめておかねばならない。その作業は地代分析にさいして採るべき必要な理論的前提を明確化するに寄与するであろう。

資本制社会における競争はつねに三面的である。一つは商品の販売に関して の売手の間の競争である。労働力、資本の生産物、土地の占有権が商品である が、それぞれについて複数の販売者が競争をしている。二つはこれらの買い手 となる側の競争である。同じように複数の購入者の 間で 競争が 展開 されている。そして三つは売り手と買い手の間での競争である。とはいっても、それらはいずれも需要と供給の問題という一つの結節点に帰着する。売り手の競争は供給をあらわし、買い手の競争は需要をあらわし、さらに売り手と買い手の競争はそのまま需要と供給との関係を表示するからである。

競争それゆえに需要および供給が市場で果す役割についてマルクスは次のようにいっている。

「労働またはその他の何らかの商品の価値は結局のところ需要供給によって決定されると考えるならば、それはまったく諸君の誤りであろう。需要供給は市場価格の一時的動揺を規制するにすぎない。それは諸君に、なぜ一商品の市場価格がその価値以上に騰貴し、または以下に下落するかを説明するであろうが、しかしそれは、その価値そのものを説明することはできない。

マルクスによれば、需要・供給は表面的には商品の価格を規定する最も重要な契機にみえても、その実は単に他で決められたものからの乖離、動揺をもたらすだけにすぎない。いま少し、個々の場合について聞いてみよう。まず労賃に関してである。

「労賃の調整的価格、それかめぐって労賃の市場価格が動揺する価格は、どうして規定されるのか?労働力の需要供給によったと云いたい。……だが、労働の需要と供給が一致すると定仮せよ。その場合、労賃は何によって規定されるか?競争によって。だが、競争は規定者でなくなること、競争はその対抗する二つの力の均衡により作用しなくなること、——これが前提されているのだ。吾々が見出したいのは、他ならぬ労賃の自然価格、すなわち、競争によって調整されるのではなく逆に競争を調整する労働の価格で4)ある。」

ついで資本の生産物の価格、利潤についてである。

「商品価格の第二要素をなす平均利潤,正常的諸関係のもとでの各資本の利潤は,どうして規定されているか?平均利潤は,利潤の平均率によって規定されているはずである。ではこの平均率はどうして規定されているか?資本家間の競争によって。だが,この競争はすでに利潤の定在を前提する。競争は,生産部門が同じか異なるかをとわず.

相異なる利潤率,したがって相異なる利潤を前提する。競争は商品の価格に影響するか ぎりでのみ利潤率に影響しうる。競争が生ぜしめうるのは,同じ生産部面内の生産者た ちは彼等の商品を同等な価格で売るということ,および,相異なる生産諸部面内の生産 者たちは彼等の商品をつぎのような価格,すなわち,彼等に同じ利潤——すでに部分的 には労賃によって規定されている商品価格にたいする同じ比率的追加——を与えるよう な価格で売るということ,だけである。だから競争は,利潤率における不等を均等化させうるだけである。不利な利潤等を均等化させるためには,商品価格の要素としての利潤がすでに現存しておらねばならぬ。競争は利潤を創造しない。競争は水準——均等化 が行われれば生ずる水準——を高めたり低めたりするが,水準を創造しはしない。そして,利潤の必然率を云々することによって吾々が知ろうとするのは,ほかならぬ,競争上の諸運動に係わりのない利潤率——これの方が競争を調整する——である。」

地代に関しては, このような趣意の論述はとくにみられないが, 同断である 6) のはいうまでもない。

すなわち、これらの場合においては、競争は価値の分割に何ら直接的な関与をすることはないのである。くりかえすが、これ以外の要素で定められたものを中心にそこからの動きを規定するのみである。だから価値の分割に二つの決定要素があるわけではない。競争は最も具体的なところで内的法則を基礎にその時々の事情に応じてそれを修正するというその程度の機能しか果しえない。決定の根源はどこまでも内的法則である。一見するかぎり、競争はこれに重要なかかわりを有しているかに思えるが、そうではなく、したがってここでは競争と内的法則とはもとより対立する関係にはあらず、後者があって前者があるという位置づけをえているのである。労賃、利潤、地代への価値の分割は競争によって達成されるのではない、これらの間にはそれをおこなう本来的な競争はないといった意味はこれである。すでに価値の分割の基本的な図式が提示されており、そこには価値取得に参加するものの対等な競争はありえないことが知れている現時点ではそのあたりの把握に困難はないが、現象的にはそうはなっていないがゆえに注意を要するところである。かくて、現象と本質との統一的理解が可能になる。

これをふまえれば,価値の分割法則を理論的に検出するためには,その前提

としてこうした競争を排除する必要が当然に生ずる。価値の分割はそれにたずさわる要素間の先後序列と先行する要素のもつ独自の論理によって決定づけられるというのにそうではないかのような仮象が生じているのであれば、その仮象はとりのぞいてやらねばならない。競争は内的法則の考察にとっては余計であり、それはより具体的な段階であとになってから問題になればよいのである。競争の排除とはすなわち需要・供給の一致の前提である。

「需要と供給とが一致すればそれらは作用しなくなり、またれ故にこそ商品が市場価値 どおりに販売される。二つの力が反対の方向で均等に作用すれば、それらは 互に 止揚し、外部へはまったく作用しないのであって、この条件のもとで生ずる現象は、この二つの力の関与以外のものによってされ 明説ねばならぬ。 需要と供給とが 互に止揚すれば、それらは何ものかを説明することをやめ、市場価値には影響しないのであって、なぜ市場価値はまさにこれこれの貨幣額で表現されて他の貨幣額では表現されないかにつき吾々を全く暗中に放置する。資本制的生産の現実の内的諸法則は、明かに、需要と供給との相互作用からは説明されえない (……)。けだし、これらの法則は、 需要と供給とが作用しなくなるとき、すなわち一致するときにのみ、純粋に現実化されて現象するからである。 需要と供給とは事実上では決して一致せず、また仮りに一致しても、その一致は偶然であり、したがって科学的にはゼロとすべきであり、生じないものと看なすべきである。しかるに経済学で需要供給が一致すると想定されるのは何故か?現象を、合理的な、概念に照応する、姿態において考察するため、すなわち現象を、需要供給の運動によってもたらされる仮象から独立させて考察するためである。」

「需要と供給とが一致すれば、商品の市場価格は生産価格と一致する。すなわち商品の価格は、その場合には、資本制的生産の内的諸法則によって規制されるもの、競争とは係わりないもの、として現象する(資本所有の取分は平均利潤におちつく――引用者)。……労賃の場合にも同様である。需要と供給とが一致すれば、それらの作用はやむのであって、労賃は労働力の価値に等しい(地代の場合も同じである――引用者)。」

もちろんこの操作をほどこしても、それでただちに内的法則が顕示的になるというわけではない。依然として現象にとどまる以上、本質に到達するにはまだこの先があるのは当然である。それを容易にするという意味で不可欠の前提だというのである。それゆえに、前に示した価値の分割法則はどれも需要・供給の一致を念頭において定式化されたものであったわけである。

既述のように、これは価値法則の成立要件でもあった。二法則の貫徹の共通

基盤としてこのことのもつ意味の重要性は明らかであろう。土地所有だけに関して付言するならば、土地の貸借についての需要・供給の一致、ひいては農産物商品の需要・供給の一致がそれであり、地代分析の前提となるのである。

- 注1) したがって価値取得の先行序列などというものももちろん正確には見えるわけではなく、転倒したかたちでしかあらわれてこない。たとえば、労賃についてマルクスは次のようにいっている。「概念からいえば地代や資本利潤は、 労賃がこうむる控除である。だが現実においては労賃は、土地や資本が労働者に引き渡す控除であり、労働の生産物のうちから労働者に、労働に、 与えられる譲歩である」(『経済学・哲学手稿』、前掲邦訳、p. 39)。
 - 『賃労働と資本』、前掲邦訳、pp. 39~40参照。
 - 3) 『賃銀・価格および利潤』, 長谷部訳, 岩波文庫, p. 41。
 - 4) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (下), pp. 1216~1217。
 - 5) 同上, pp. 1218~1219。
 - 6) マルクスの主張のなかには、「地代は、借地人と地主とのあいだの闘争によって確定される、」(『経済学・哲学手稿』、前掲邦訳、p. 78) などとなっている箇所もあるが、これは単に表面的なことの記述にすぎない。競争が地代を確定するのではないということはこの場合も強調しておかねばならない。
 - 7) くりかえしになるが、これに対して現象がそのまま本質と一致している場合が利潤の企業者利得と利子とへの分割である。すでにこれに関するマルクスの叙述はいくつか紹介しているので省略するが、第2節の注7、第4節の注18で引用した文章などがここでも参考にされるべきである。
 - 8) 『資本論』, 前掲邦訳, 第三部 (上), pp. 282~283。
 - 9) 同上, pp. 505~506。
- 10) 需要・供給の一致を仮定しても価値取得の先行序列およびそこに働く論理ままだわからない。とはいえ,この状態にまでもってくれば次のことは知ることができよう。すなわち,ある価値量の二つへの分割を考えた場合,そのうちの一方がそれ以下にさがってはならないという最低限の額を主体的に形成しており,他方はその残りとして従属的に与えられてよい性質をもっているということ,これである。労賃と利潤とをくらべれば労賃が,利潤と地代とをくらべれば利潤がそれぞれ主体性をもっていて別の方はそうではないというように。競争をとりのぞいた段階であれば,表面的であってもあらわれたそれぞれの価値の大きさがそういう方法で決められていることはある程度推察しうるはずである。その額を変えてみようと思うときにどこかで不都合がおきるという事情がそれを示唆すると思われるのである。これに対して利潤の利子と企業者利得とへの分割については需要・供給の一致を想定し

ても上記のことはでてこない。「利子の最低限界はぜんぜん 規定 されえない もの である。それはどんな任意の低さにでも低落しうる」(同上,p.508)のであり,企業者利得も機能資本家の労賃ではない以上やはり最低限 をもたないからである(同上, $pp.525\sim554$)。恣意的にそれぞれの額をかえてやっても問題い生じないことがそれを明らかにしているであろう。

7. む す び

地代に転化する価値は農業部面内にしか求めることができないという理論的 根拠は、以上のごとくである。しかしながら、諸説のなかには、依然として農 業外からの流入ないしは社会全体からの支弁をもって地代とする立場のものが 多い。これらにたいしては再考を要請したいところである。なお、この視点に よる絶対地代の考察は前掲拙稿が果している。差額地代については続稿を用意 したい。